

令和7年3月吉日

保護者の皆様

枚方市立津田小学校
校長 大泉 エリ子

地区児童会の参観について(お知らせ)

春寒の候、保護者の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より、本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、保護者の皆様がお子さんの登校班のメンバーや状況等を把握し、家庭における登下校時の安全指導等に活用していただけるよう、下記のとおり、参観を実施します。

お忙しい中とは存じますが、登校班の様子や通学路を把握する機会にもなりますので、何卒ご参加いただきますよう、よろしくお願い致します。

記

1. 日時 令和7年3月12日(水) 5校時

2. 場所 各教室 ※お子さんを通じてお知らせします。

3. 目的

これまで、PTA 活動の一環として、各地区の児童育成委員の皆様に登校班の編成をしていただいております。また、年度途中の変更等については、担当教員から児童育成委員長に連絡をし、対応していただいております。しかし、令和7年度を迎えるにあたり、PTA本部役員の皆様を通じて、児童育成委員の皆様による班編成等の対応が難しいとのご意見があったことから、担当教員が中心となり班編成をさせていただきました。そこで、「登下校の安全確保における責任は、保護者にある」という観点から、保護者の皆様も地区児童会に参加し、お子さんが所属する班のメンバーを把握した上で、子どもたちの安全確保や指導等に活かしていただくために実施するものです。なお、学校の立場としては、学校保健安全法第27条、第30条にあるとおり、「通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導」を行っており、今後も同様の指導を継続してまいります。

4. お願いとお知らせ

- ・「入校証」は着用してください。また、上履き、下靴を入れる袋をご持参いただき、各自管理をしてください。スリッパの準備はありません。
- ・参観中の私語は、慎んでください。
- ・プライバシー保護の観点から、SNS等に投稿することは、禁止します。
- ・自家用車での来校は、ご遠慮ください。
- ・自転車またはバイクで来校された場合は、体育館前のスペースに駐輪してください。
- ・体調不良の場合は、来校を控えてください。

地区児童会

【活動場所】地区児童会割り当ての教室

とうこうはんのばんごう

ちくじどうかいのきょうしつ

【活動内容】

13:15 現班長が1年生を、現副班長が2年生を教室まで迎えに行き、地区の教室へ連れて行く。

13:18 3~6年生が、地区の教室へ移動する。各教室にて1年間の反省をする。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ①集合時刻に全員がそろっていたか。 | ②まとまって集団登校ができたか。 |
| ③8時10分から20分の間に登校ができたか。 | ④保護者や地域の方に挨拶ができたか。 |
| ⑤班旗を広げて持っていたか。 | ⑥その他、困ったことなどなかったか。 |

保護者の皆様は、1年間の反省をしている様子をご覧いただくとともに、子どもたちへの注意喚起をするなど、声かけをお願いします。

13:30 地区の教室が変わる児童のみ、新しい地区の教室に移動する。

お子さんが移動する場合は、保護者の方も一緒に移動してください。

新しい班のメンバー全員で確認する

- ・新しい班名(番号)
- ・班の人数
- ・新しい班長と副班長を決める
- ・集合場所・集合時刻を決める。※8時10分以降に到着
- ・班旗を新班長に渡す(その場でカバンにつける)
- ・新1年生へのカードを作る
- ・新班長が、3月13日(木)までに新1年生の家にカードを届ける(12,13日が不在の場合はポストに入れる)
- ※地図で確認する
- ※カードを届けたことを担当教員に報告する(わからない場合は、担当教員に相談する)

保護者の皆様は、お子さんが所属する登校班のそばで話し合う様子をご覧ください。

*班長、副班長を決めるときに助言をお願いします。

*登下校中の危険な場所等について、子どもたちへの声かけをお願いします。

登校班は、学校で暫定的に決めたものです。変更するなどの場合は、地区全体の安全をふまえた上で子どもたちと話し合い、決めてください。変更点を担当教員にお知らせください。

*地区児童会終了後の下校から、新しい班で集団下校する。
(班長が先頭を歩く)

*現6年生は、新しい班を見守りながら下校する。

***転出入があった場合等は、地区担当教員が当該の班に説明します。**

***登下校中に関するトラブルについて、原則、当該児童の保護者に連絡をし、該当者間で話し合うなどしていただきます。また、危険行為や迷惑行為等、全体への注意喚起が必要な場合は、学校から全児童へ「安全教育」「生徒指導」として話をします。**

登下校の状況等について各家庭において把握していただくとともに、危険な箇所等について、子どもたちへの注意喚起をお願いします。学校では、これまでの通り、授業等において「安全教育」を行ってまいります。